

学校基本調査の用語解説

【学校調査】

教員数（本務者）	当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は待遇や勤務の実態で判断する。
教員数（兼務者）	本務者以外の者。学校基本調査では <u>延べ数</u> として把握している。 （例）甲さんはA学校、B学校で非常勤講師をやっている。 →A学校で教員（兼務者）1人、B学校で教員（兼務者）1人、あわせて教員（兼務者）2人として計上される。
職員数（本務者）	当該学校の専任の職員。原則として辞令で判断されるが、本務者の定義は教員の場合に準じる。
外国人	日本国籍を持っていない者。二重国籍者は日本人として計上。
学級数	5月1日現在届け出をしている等、正規の手続を完了（届け出をすることが確実である場合を含む。）している学級。
単式学級	同学年の児童生徒で編成されている学級。
複式学級	小学校や中学校で、1年生と2年生の在学者で構成された学級のように、2以上の学年の児童生徒で編成されている学級。
特別支援学級	学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級。 学級の種類は「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」の7種類である。
幼保連携型認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園（学校）機能と保育所（児童福祉施設）機能をあわせ持つ単一の施設。
義務教育学校	一つの学校として、一体的に小中一貫教育を行う。修業年限は9年で、前期課程（小学校段階）と後期課程（中学校段階）になっている。
中等教育学校	一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う。修業年限は6年（定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は6年以上）で、前期課程（中学校段階）と後期課程（高等学校段階）になっている。

【卒業後の状況調査】

高等学校等進学者	高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者。
大学等進学者	大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）、及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。
専修学校（高等課程）進学者	専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。

専修学校（専門課程）進学者	専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者又は進学しかつ就職した者。
専修学校（一般課程）進学者	専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）、高等学校等卒業者においてはそれに加え専修学校高等課程へ入学した者及び入学しかつ就職した者。
公共職業能力開発施設等入学者	職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発センターなど、職業能力開発促進法に基づき設置された施設等（海上技術学校や准看護師学校養成所など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関を含む）に入学した者かつ入学し就職した者。
就職者	<p>中学校等卒業者は、「高等学校等進学者」「専修学校（高等課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者。</p> <p>高等学校等卒業者は、「大学等進学者」「専修学校（専門課程）進学者」「専修学校（一般課程）入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者。</p> <p>なお、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない。</p>
正規の職員等	雇用の期間の定めのないものとして就職した者、または個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者。
正規の職員等でない者	雇用の期間が1年以上で期間の定めがある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね30～40時間程度の者。
一時的な仕事に就いた者	卒業後、パート、アルバイトなどの臨時的な収入を目的とした仕事に就いた者。（雇用期間が1年未満又は短時間勤務の者。） 卒業後の状況調査（中学校）では、「左記以外の者」に分類される。
左記以外の者	卒業後、進学でも就職でもないことが明らかな者。 （例）予備校等に所属せず受験の準備をしている者 就職活動をしている者 外国の学校に入学した者 家事手伝いなど
不詳・死亡の者	卒業後、調査期日の5月1日までに死亡した者と、学校で卒業後の状況がどうなっているか全く把握できていない者。

※用語の詳細な定義については、文部科学省ホームページにある「学校基本調査の手引」や「調査票」を参照願います。